

社会保障・税番号（マイナンバー）制度 事業者向けセミナー

平成 27 年 10 月 5 日から住民の一人一人に個人番号（マイナンバー）が通知され、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が開始されることに伴い、民間事業者の方々も、税や社会保険等の手続において、従業員等のマイナンバーを取り扱うこととなります。

今回は、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の開始に向けて、事業者として必要な準備や特定個人情報の適正な取扱い等について、番号制度説明動画の放映と政府機関の方による講演を行います。

- 日 時：平成 27 年 6 月 9 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
- 場 所：滋賀県立県民交流センター（ピアザ淡海）3 階大会議室
＜大津市におの浜 1-1-20＞

- 内 容：◇ マイナンバー制度説明動画の放映
（予定） 「マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります」

- ◇ 講演 1 「マイナンバーガイドライン（事業者編）の概要について」
講師：特定個人情報保護委員会事務局
- ◇ 講演 2 「国税の番号制度の概要について」
講師：大津税務署

- 参加対象：民間事業者、地方公共団体および各種団体の労務・経理担当者、人事給与、福利厚生、庶務事務の担当者等（先着 200 名 参加費無料）
- 主 催：滋賀県地域情報化推進会議、滋賀県
- 申込方法：以下の 4 つの方法のうち、いずれかの方法でお申し込みください。

(1) インターネットによる申込み（「しがネット受付サービス」により申込み）

- ・ 下記の URL にアクセスして「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から進んでください。

http://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3072

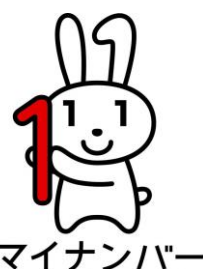
- ・ または、滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」の手続申込一覧から、「社会保障・税番号（マイナンバー）制度事業者向けセミナー」を選択し、入力してください。

(2) スマートフォン・携帯電話から申込み（「しがネット受付サービス」により申込み）

- ・ 以下の 2 次元バーコードを読み取ってください。

①スマートフォン用 2 次元バーコード

②従来型携帯用 2 次元バーコード



(3) 電子メールにより申込み

・下部の参加申込書の必要事項を御記入の上 ce00@pref.shiga.lg.jp まで御送信ください。

(4) F A Xにより申込み

・下部の参加申込書に必要事項を御記入の上 (FAX) 077-528-4839 まで御送信ください。

➤ 参加決定：お申し込みをもって参加決定とさせていただきます。定員を超えて、参加受付ができない場合のみ御連絡いたします。

➤ 申込期限：平成27年6月1日（月）

■ 問い合わせ先・申込み先：

滋賀県地域情報化推進会議事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1（滋賀県 総合政策部 情報政策課内）

TEL：077-528-3382 FAX：077-528-4839 e-mail:ce00@pref.shiga.lg.jp

■ 会場案内

滋賀県立県民交流センター

<ピアザ淡海>

(大津市におの浜 1-1-20)

- ・JR「大津」駅より京阪・近江バスなぎさ公園線 約8分「ピアザ淡海」下車
- ・JR「膳所」駅より徒歩約12分、京阪電鉄「石場」駅より徒歩約5分
- ・名神高速大津ICよりお車で約7分

(周辺は有料駐車場のみですので公共交通機関でのご来場をお勧めします)



=====

滋賀県地域情報化推進会議事務局 あて [FAX 077-528-4839]

社会保障・税番号（マイナンバー）制度事業者向けセミナー参加申込書

(平成27年6月9日（火）13:30~16:00)

企業・団体名		参加者氏名（フリガナ）	
連絡先電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			